

ICD/CRT 研修制度について

◆ 研修修了証

○2008 年度 4 月以降，研修修了証は「植込み型除細動器（ICD）／ペーシングによる心不全治療（CRT）研修証」に統一されました。

○研修修了証により，ICD ならびに CRT 運用の施設基準における「所定の研修を修了した医師」であることが証明されます。

◆ 研修修了証（通常）発行を受ける医師の条件

○日本循環器専門医ないし心臓血管外科専門医（あるいは日本胸部外科認定医）であること。

○所定の研修セミナーと教育講演 2 つ以上を研修修了証発行申請時（更新の場合は、現在取得している研修修了証の有効期限）より遡って，1 年（12 ヶ月）以内に受講していること。

◆ 研修修了証の発行手続き

○申請の種類（新規申請/更新申請/特別更新申請/仮申請）

◇新規申請は，更新申請条件を満たさないすべての場合に適用されます。

◇更新申請は，研修修了証発行申請時に有効な研修修了証（ICD 研修修了証と CRT 研修修了証を統合する場合は両方の研修修了証）を有し，かつ所定の Web 登録（以下 JCDTR）条件（新規登録 5 件以上/4 年）を満たす場合に適用されます。

◇特別更新申請は，更新申請の条件を満たし，かつ JCDTR 登録件数が規定数（新規登録 50 件以上/4 年）以上の場合に適用されます。特別更新申請では，研修修了証発行申請時の教育講演受講義務が免除されます。

*JCDTR 登録は受講予定の研修セミナー開催約 2 週間前まで（JCDTR 登録の締切日は各セミナーの申込受付時に都度連絡いたします）に完了しておく必要があります。

◇仮申請：医師の異動などで一時的に施設基準が満たされなくなる場合など，緊急に研修修了証が必要な場合に適用されます。原則として緊急以外の適用は考慮しません。

◆ 申請時に必要な講習および Web 登録（JCDTR）

◇新規申請者は，研修修了証発行申請時より遡って 1 年（12 ヶ月）以内に研修セミナー全て（基礎＋応用）と教育講演を 2 つ以上受講している必要があります

*注：新規申請者は，デバイス供給業者等の企画する講習会や実技実習（ハンズオン）などを少なくとも 1 回は受講していることが望ましい。

◇更新申請者は，現在取得している研修修了証の有効期限より遡って 1 年（12 ヶ月）以内

に研修セミナーの応用の部と教育講演を 2 つ以上受講する必要があります。また、セミナー受講日より遡って 4 年間に術者として 5 件以上の JCDTR 新規登録（植込み施行日が研修修了証有効期間中の症例）をしている必要があります。

*JCDTR 新規登録が規定数に満たない場合は、セミナーのすべてのセッション（基礎+応用）の受講が必要となります。研修修了証の有効期限は現在取得されているものに継続されます。

◇特別更新申請者は、現在取得している研修修了証の有効期限より遡って 1 年（12 ヶ月）以内に研修セミナーの応用の部を受講する必要がありますが、教育講演の受講義務が免除されます。特別更新申請の条件は、JCDTR 新規登録がセミナー受講日より遡って 4 年間に術者として 50 件以上/4 年（植込み施行日が研修修了証有効期間中の症例）の場合とします。

*JCDTR 登録は 2006 年 1 月 1 日以降の植込み症例が対象となり、1 件につき、術者 5 名まで登録することが出来ます。研修修了証を取得されている方は、件数が加算されます。

◆ 発行手続き

◇前述の申請条件を満たすことを示す書類を、研修修了証発行事務局へ送付します。

◇仮研修修了証の申請は、事務局に対して行います。申請者には、直近の研修セミナーの資料が送付され、これを閲覧すること、ならびに同時に送付されるセルフアセスメントテストに対して解答を返信し、正答率が 60%を超えることを仮研修修了の条件とします。

◆ 研修修了証の有効期限

○研修修了証（通常）の有効期限は 4 年間です。但し、新規に取得された研修修了証の有効期限は 4 年後の 12 月 31 日までとし、更新研修修了証の有効期限は翌年 1 月 1 日から 4 年間（3 年後の 12 月 31 日まで）とします。

○仮研修修了証の有効期限は 1 年間です。

附 則

1. この ICD/CRT 研修制度については、平成 18 年 1 月 1 日より施行する。
2. この ICD/CRT 研修制度についての改正は、平成 21 年 7 月 6 日から施行する。